

## 日進市教育委員会定例会（令和6年1月）会議録

### 1. 日時

令和6年1月10日（水曜日）午後2時から午後2時35分まで

### 2. 場所

日進市役所本庁舎4階 第3会議室

### 3. 出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二（教育長）、小林秀一（教育長職務代理者）、伊藤志門  
市来ちさ、武田立史、吉田優香理

〔事務局〕

(1)生涯学習部

伊東あゆみ（生涯学習部長）、伊藤泰裕（生涯学習部次長兼学習政策課長）  
與語隆弘（生涯学習部次長兼学び支援課長）  
高柳秀史（学習政策課担当課長）、蟹江砂織（図書館長）  
緑川知子（図書館主幹）

(2)学校教育部

加藤誠（学校教育部長）、大津正仁（学校教育部主任指導主事）  
桃原勇二（学校教育課長）、櫻井正弘（学校給食課課長）  
加藤豊司（学校教育課指導主事）

〔書記〕

川田敏章（学習政策課課長補佐兼学習戦略係長）、山田優子（学習政策課主事）

### 4. 欠席者

なし

### 5. 傍聴の可否及び有無

4人

### 6. 会議録署名者

岩田教育長、小林委員、吉田委員

### 7. 議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（会議録の承認）

（諸般の報告）

（議事）

議案第 1 号 日進市立図書館規則の一部改正について  
議案第 2 号 令和 6 年度全国学力・学習状況調査の実施について  
(事務局報告)

**【学習政策課】**

令和 5 年第 4 回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について  
教育委員会の後援等名義使用等について

**【学び支援課】**

事業等報告について

**【学校教育課】**

事業等報告について

(教育委員会行事予定)

(その他)

(閉会)

## 8. 次回会議日程

定例会

日 時：令和 6 年 2 月 14 日（水曜日）午後 2 時から

場 所：日進市役所本庁舎 4 階 第 1 会議室

### 発言者及び発言内容

#### 教育長

ただ今より令和 6 年 1 月定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日は、全委員が出席していますので、会議は成立いたします。本日の会議録署名者は、小林委員、吉田委員、私です。会議録調製者は、学習政策課の山田とします。

本日の会議には 4 名の傍聴の申し出がありますが、傍聴についてご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは傍聴者をお通しください。

(傍聴者入室)

傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では、次第 2、令和 5 年 12 月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容に、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは、令和 5 年 12 月定例教育委員会の会議録について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

では、会議録を承認とします。

次に、次第 3、諸般の報告です。私から 4 点報告します。

12 月 16 日、日進市民会館小ホールで行われた令和 5 年度日進市軟式野球連盟リーグ

戦の表彰式に出席しました。表彰式では令和5年度の優秀チームと優秀選手への表彰が行われましたが、表彰された選手だけでなく、リーグ戦で活躍した選手やその家族が参加しており、そのにこやかな表情がとても印象的でした。

1月7日午前、日進市スポーツセンターで行われた令和6年日進市消防出初式に出席しました。大村秀章愛知県知事や鈴木淳司前総務大臣にもお越しいただき、来年度日進市を会場として実施予定の第69回愛知県消防操法大会に向けて、弾みがつく出初式となりました。

1月7日午後、日進市民会館大ホールで行われた令和6年二十歳の集いに出席しました。成人式ではありませんが、これから社会へと船出する若者の意気込みや、これまで育ててくれた家族や親せき等への感謝の気持ちが感じられる大変落ち着いた式典となりました。

1月8日、日進市民会館大ホールで行われた「福井友加里ソプラノ・リサイタル」を鑑賞しました。私が日進東中学校に勤務した時の教え子ですが、現在はドイツ連邦共和国を拠点として活躍し、世界的な注目を集める彼女の歌声を拝聴することができ、感慨深い気持ちとなりました。音楽のまちを推進する日進市として、今後も地元出身の音楽家を応援していきたいと思いました。

私からの報告は以上です。各委員から報告があればお願いします。

## 委員

12月21日、全国の自治体の教育委員が集まる令和5年度市町村教育委員会研究協議会に出席しました。グループ討議では、いじめ対策・不登校対策を主題とするグループに参加しましたが、日進市の取組として、中学校の校内ハートフレンドの事例を紹介しました。

グループ内で発表があった事例を参考例としてご紹介します。まず、いじめ対策についてですが、毎月、教職員がいじめに関するアンケートを行って状況を把握している自治体がありました。アンケートでどこまで把握できるかは未知数ですが、積極的な取組であると思います。また、ICTを活用してアプリに日々の体調や心の状態を登録し、観察できる仕組みを取り入れている事例も発表されました。体温計で日々の体調管理を行うのと同様に、子どもがICT機器を用いて自分の心の状態を表現することで、言葉によるコミュニケーションとは別に、子どもの変化に気づくきっかけになるとも考えられるので、良い取組ではないかと感じました。

いじめに関する教育については、小学校低学年の頃から行う必要がありますが、教職員だけでは対応しきれない部分があるため、各分野の専門家の支援を取り入れる必要があるのではないかとといった議論も行われました。

不登校対策に関しては、どの自治体もコロナ禍で急激に増加しており、現在も増加傾向にあるとのことでした。不登校児童生徒の保護者同士が話し合える会を設置している事例や、学校だけでなく大学や不登校に取り組んでいる団体等と連携して、総合的な支援を行っている事例の紹介がありました。様々な事例をもとに、各自治体の状況に応じた対策を講じる必要がある旨の議論を行いました。

## 教育長

ほかに報告事項はございませんか。

(しばらく間があり) 次第3は以上です。

次に、次第4、議事に入ります。

議案第1号「日進市立図書館規則の一部改正について」図書館から説明をお願いします。

#### 図書館長

(資料に基づき説明)

#### 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

#### 委員

日進市立図書館の利用促進を図るための改正ということですが、図書館のホームページから「あいち共同利用型施設予約システム」にアクセスして利用申請を行うことは可能ですか。

#### 図書館長

図書館のホームページに「あいち共同利用型施設予約システム」へのリンクを貼り付ける形で利用申請のページへアクセスできるようにする予定です。

#### 教育長

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案1号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第1号を承認とします。

次に、議案第2号「令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について」学校教育課より説明をお願いします。

#### 指導主事

(資料に基づき説明)

#### 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

#### 委員

資料に示されているPBT調査やCBT調査といった実施方法はどのようなものか教えてください。

#### 学校教育課長

PBT 調査は、Paper Based Testing の略語で、従来どおり紙の問題用紙と解答用紙を用いる調査です。CBT 調査は、Computer Based Testing の略語で、コンピューター端末を用いて実施する調査となります。

### 指導主事

PBT 調査、CBT 調査のどちらの方法の対象となるかなどについては、文部科学省が抽出して指定するため、現時点ではわからない状況です。

### 委員

CBT 調査のほうが集計や統計が容易になり、教職員の負担が減るのでしょうか。

### 学校教育課長

集計等は容易になると考えられますが、テストの指定時間に確実に調査にアクセスできるかどうかの事前準備が必要となりますので、一概に負担が減るかは不透明と考えています。

### 委員

これまでの全国学力・学習状況調査の結果は公表されていますか。

### 指導主事

本市の結果については、市のホームページに掲載しています。全国の自治体の結果については、文部科学省のホームページに掲載されています。

### 教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案 2 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第 2 号を承認とします。

以上で、本日審議する議事は終了しました。

次に、次第 5、報告事項です。

教育長報告はありません。

各所属から、事務局報告をお願いします。

### 学習政策課長・学習政策課担当課長

令和 5 年第 4 回日進市議会定例会一般質問・答弁内容（教育委員会分）について  
教育委員会の後援等名義使用等について

### 学び支援課長

事業等報告について

(各項目について説明)

## 学校教育課長

事業等報告について  
(各項目について説明)

## 教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

## 委員

今後も二十歳の集いは2部制で行う予定ですか。

## 学び支援課長

対象者の人口推計を確認しますと、一時的に1部制でも可能な時期はありますが、その後、増加傾向になると考えられますので、会場の都合からも当面は2部制を継続する予定です。

## 委員

当日、会場外に保護者が待機している様子がありましたが、保護者席を設置する予定はありますでしょうか。

## 学び支援課長

会場の収容人数の都合がありますので、保護者席の設置は予定しておりません。

## 委員

4中学校を二つに分けて行う2部制の式典であれば、各中学校の特色に合わせた催しを行うことができ、内容が充実すると思いますので、2部制での開催が良いと考えます。ただ、毎年、中学校の組み合わせが同じなので、組み合わせを変えるなどの検討があっても良いと思います。

## 教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり)ほかにないようですので、報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いします。

## 学習政策課担当課長

教育職任期付短時間勤務職員の採用試験を1月21日に実施します。来年度、校内ハートフレンドを4中学校に拡大することなどに伴い、人材の確保が必要となるために行うものです。

## 教育長

このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。

(しばらく間があり) 特にないようですので、教育委員会の行事予定は以上です。

次に、次第7その他として、お伝えすることや全体を通してご意見・ご質問等があればお願いします。

### 指導主事

先日、能登半島地震が発生し、災害に対する備えの必要性を改めて実感しています。本市では、学校における台風等の警報発令時の対応として「各種警報発生時の対応について」を定めておりますが、令和5年10月に内容を改正し、児童生徒、保護者の皆様へ周知しております。

学校ポータルサイトにアクセスいただきますと「各種警報発生時の対応について」をご覧いただくことができますので、内容につきましてご確認いただきますようお願いいたします。

### 教育長

年始早々に地震や飛行機事故が発生しました。飛行機事故では、乗員の指示の下で迅速な避難が行われた様子であり、日ごろの訓練の重要性が再認識されています。学校現場においては、教職員の的確な判断と指示が重要となりますので、避難訓練等の充実と手順の再確認について、校長会を通じて指示しているところです。

能登半島地震につきましては、市として支援を開始していますが、学校としても児童生徒が中心となって可能な支援を考えていきますので、皆様にもご協力いただければと思います。

そのほかにご意見、ご質問はございませんか。

### 委員

令和5年第4回日進市議会定例会一般質問・答弁内容にある学校部活動の地域移行についてお聞きします。教職員アンケートでは、部活動指導を負担に感じている教職員が多くなっており、教職員の負担軽減のためにも小学校部活動は廃止する方向であるとのことですが、部活をやりたいという教職員の要望はどのような形で反映されるのでしょうか。複数の学校による合同部活動といった形で指導することはできないのでしょうか。

### 学習政策課担当課長

小学校部活動につきましては、検討委員会において教職員が指導する部活動は廃止する方向で決定いたしました。廃止の時期は、第3回の検討委員会で検討することとなりますが、基本的に教職員の指導による部活動は実施されなくなる予定です。

児童生徒や保護者が設立する団体等で教職員が指導することについては、業務時間外であれば支障はないと考えます。

### 委員

放課後子ども教室で活動機会を増やすということが述べられていますが、具体的にどのような内容を考えているのでしょうか。

## 学習政策課担当課長

放課後子ども教室は現在も実施しているところですが、現在の預かり主体の内容から、様々な体験活動を行える内容に拡充することを検討しています。部活動レベルとはいきませんが、サッカー、バスケットなども取り入れていければと考えております。

## 教育長

そのほかにご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) 特にないようですので、以上で、本日予定しておりました内容はすべて終了しました。

次回は、令和6年2月定例教育委員会を、令和6年2月14日（水曜日）午後2時から、市役所本庁舎4階 第1会議室で開催します。

これをもちまして、令和6年1月定例教育委員会を閉会します。

# 議案第1号

日進市立図書館規則の一部改正について

日進市立図書館規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和6年1月10日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

## 1 提案理由

この案を提出するのは、図書館の会議室等施設利用手続きに「あいち共同利用型施設予約システム」を導入することに伴い、日進市立図書館規則の一部を改正する必要があるからであります。

## 2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

## 3 主な改正点

- (1) 会議室等施設の許可権者を改める。
- (2) 会議室等施設の許可の順位を規定する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

## 4 施行期日

令和6年2月1日

日進市立図書館規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日  
教委規則 第 号

日進市立図書館規則(平成元年日進町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議室等施設の利用)</p> <p>第14条 会議室等施設(以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、日進市公共施設利用許可申請書(第2号様式)を<u>教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、<u>適当と認めるときは、申請者に日進市公共施設利用許可書兼領収書(第3号様式)を交付するものとする。</u></p> <p>3 教育委員会は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、<u>前項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>4 <u>会議室等の利用の許可の順位は、利用日の属する月の3月前の初日にあつては1か月分の利用の許可の順位を抽選により決定し、当該抽選後から利用日までの日にあつては第1項の申請書の提出の順位により決定する。ただし、公用又は公共のため利用する場合において、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(会議室等施設の利用)</p> <p>第14条 会議室等施設(以下「会議室等」という。)を利用する者は、日進市公共施設利用許可申請書(第2号様式)に<u>所定の事項を記入し、館長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 館長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、<u>適当と認めるときは、申請者に日進市公共施設利用許可書兼領収書(第3号様式)を交付するものとする。</u></p> <p>3 館長は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、<u>前項の許可に条件を付けることができる。</u></p>
<p>(利用の不許可)</p> <p>第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、若しくは常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある者又は組織の利益になるとき。</p>	<p>(利用の不許可)</p> <p>第15条 館長は、<u>会議室等の利用が公用又は公益事業のために利用するときを除き、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団その他集団的に<u>又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある者又は組織の利益になるとき。</u></p>

(3)～(5) 略

(利用許可の取消し等)

第16条 教育委員会は、会議室等の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用の中止を命じ、許可の取消しをすることができる。

(1) 略

(2) この規則の規定による許可に付した条件に違反したとき。

(3) 略

第2号様式(第14条関係)

【別記1 参照】

第3号様式(第14条関係)

【別記2 参照】

(3)～(5) 略

(利用許可の取消し等)

第16条 館長は、会議室等の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用の中止を命じ、許可の取消しをすることができる。

(1) 略

(2) この規則の規定による許可に付けた条件に違反したとき。

(3) 略

第2号様式(第14条関係)

【別記1 参照】

第3号様式(第14条関係)

【別記2 参照】

## 附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

【別記1】

改正後

第2号様式(第14条関係)

日進市公共施設利用許可申請書

発行日 :

申請日 :

予約番号 :

日進市教育委員会 宛て

所在地/住所

団体/氏名

代表者名

電話番号

担当者名

担当者電話番号

次のとおり利用許可の申請をします。

行事名称			
利用目的		利用人数	
受付区分			
料金区分			
催事開催時間			

利用日	開始時間	終了時間	施設名	利用料
施設利用料計			設備利用料計	
加算利用料計			減免利用料計	
			合計利用料	
備考				

【別記1】

改正前

第2号様式(第14条関係)

日進市公共施設利用許可申請書

発行日 :

申請日 :

予約番号 :

日進市教育委員会 宛て

住 所  
 団 体 / 氏 名  
 代 表 者 名  
 電 話 番 号  
 担 当 者 名  
 担当者電話番号

下記のとおり利用許可の申請をします。

行事名称				
利用目的			利用人数	
利 用 日	開始時間	終了時間	施 設 名	利用料
最高入場料			施設利用料計	
設備利用			設備利用料計	
減免区分			加算利用料計	
			減免利用料計	
			合計利用料	
備 考				

【別記2】  
 改正後  
 第3号様式(第14条関係)

日進市公共施設利用許可書兼領収書

発行日 :  
 申請日 :  
 許可日 :  
 予約番号 :

所在地/住所  
 団体/氏名  
 代表者名  
 電話番号  
 担当者名  
 担当者電話番号

日進市教育委員会

次のとおり利用を許可します。

行事名称			
利用目的		利用人数	

利用日	開始時間	終了時間	施設名	利用料
施設利用料計			設備利用料計	
加算利用料計			減免利用料計	
			合計利用料	
備考				領収印

【別記2】

改正前

第3号様式(第14条関係)

日進市公共施設利用許可書兼領収書

発行日 :

許可日 :

予約番号 :

住 所  
 団 体 / 氏 名  
 代 表 者 名  
 電 話 番 号  
 担 当 者 名  
 担当者電話番号

日進市教育委員会

下記のとおり利用を許可します。

行事名称				
利用目的			利用人数	
利 用 日	開始時間	終了時間	施 設 名	利用料
最高入場料			施設利用料計	
設備利用			設備利用料計	
減免区分			加算利用料計	
			減免利用料計	
			合計利用料	
備 考				領収印

○日進市立図書館規則

平成元年3月31日

教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市立図書館条例(平成元年日進町条例第2号)第9条の規定に基づき、日進市立図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料(以下「資料」という。)の収集、提供等に関する業務
- (2) レファレンス・サービス等に関する業務
- (3) 利用者に応じた図書館サービスに関する業務
- (4) 多様な学習機会の提供に関する業務
- (5) ボランティアの参加の促進に関する業務
- (6) その他図書館活動に必要な業務

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、別表1のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは臨時に開館することができる。

(利用者の義務)

第5条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内は、静粛にし、他人に迷惑を掛けないこと。
- (3) 喫煙し、又は所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(入館制限)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒否し、又は退館を

命ずることができる。

- (1) 危険物、他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯している者
- (2) 伝染性疾患があると認められる者
- (3) 酒気を帯びている者又は館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者
- (4) 営利行為をする者
- (5) この規則の規定又は係員の指示に従わない者
- (6) その他管理上支障があると認められる者

(館内利用)

第7条 図書館を利用しようとする者は、利用のために必要に応じ所定の手続を行うと共に、所定の場所において資料の閲覧又は視聴をしなければならない。

(個人貸出し)

第8条 資料の個人貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の登録を受け、利用者カードの交付を受けた者とする。

- (1) 市内に住居を有する者
- (2) 市内に所在する学校に在学する者
- (3) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (4) 名古屋市、瀬戸市、豊田市、尾張旭市、豊明市、みよし市、長久手市又は東郷町に住所を有する者

2 同時に個人貸出しできる資料の数は、10点以内とする。

3 個人貸出期間は、貸出日及び返納日を含めて15日以内とする。ただし、図書館業務のため必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

(団体貸出し)

第9条 資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内に所在する読書活動を行う団体のうち、館長が適当と認めたもので、所定の登録を受けたものとする。

2 同時に団体貸出しできる資料の数は、館長が定め、その期間は、原則として1月以内とする。

(貸出しの制限)

第10条 次に掲げる資料は、館外貸出しをしないものとする。

- (1) 貴重書又は特別書
- (2) 辞書類又は参考図書類

(3) その他館長が貸出しを不相当と認めるもの

(特別貸出し)

第11条 館長が特に必要と認める場合は、前3条の規定にかかわらず、貸出しをすることができる。

(資料の返納)

第12条 館長は、資料を期限内に返納しなかった者に対しては、以後一定期間貸出しを制限又は停止することができる。

2 資料を期限後も引き続いて利用しようとするものは、館長の承認を得なければならない。

(資料の複写)

第13条 資料の複写を依頼する者は、図書館資料複写申込書(第1号様式)に所要事項を記入し、実費を納入しなければならない。

2 次に掲げる資料は、複写することができない。

(1) 複写困難なもの及び損傷のおそれがある資料

(2) 著作権を侵害するおそれのある資料

(3) その他館長が複写を不相当と認める資料

(会議室等施設の利用)

第14条 会議室等施設(以下「会議室等」という。)を**利用する**利用しようとする者は、日進市公共施設利用許可申請書(第2号様式)に**所定の事項を記入し、館長の許可を受けなければ**を**教育委員会に提出しなければ**ならない。

2 **館長教育委員会**は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めたときは、申請者に日進市公共施設利用許可書兼領収書(第3号様式)を交付するものとする。

3 **館長教育委員会**は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を**付ける**付することができる。

4 **会議室等の利用の許可の順位は、利用日の属する月の3月前の初日**にあつては1か月の利用の許可の順位を抽選により決定し、当該抽選後から利用日までの日にあつては第1項の申請書の提出の順位により決定する。**ただし、公用又は公共のため利用する場合において、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。**

(利用の不許可)

第15条 館長教育委員会は、~~会議室等の利用が公用又は公益事業のために利用するときを除き~~、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項第2条2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に、若しくは常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある者又は組織の利益になるとき。
  - (3) 営利を目的とするとき。
  - (4) 施設を損傷するおそれがあるとき。
  - (5) その他管理上支障があるとき。
- (利用許可の取消し等)

第16条 館長教育委員会は、会議室等の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用の中止を命じ、許可の取消しをすることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) この規則の規定による許可に付けた付した条件に違反したとき。
  - (3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (損害賠償)

第17条 資料又は設備を紛失し、若しくは損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(図書館協議会の組織)

第18条 図書館協議会(以下「協議会」という。)は、委員の互選により、委員長及び副委員長、各1人を置く。

- 2 委員長は、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 会議は、委員長が必要と認めるときその日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

(省略) 別表1(第3条関係)

(省略) 別表2(第4条関係)

(省略) 第1号様式(第13条関係)

(省略) 第2号様式(第14条関係)

(省略) 第3号様式(第14条関係)

## 議案第2号

令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について

令和6年度全国学力・学習状況調査の実施について別紙のとおり提出します。

令和6年1月10日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

### 1 提案理由

この案を提出するのは、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、令和6年度全国学力・学習状況調査を実施することについて、議決をいただく必要があるからであります。

### 2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第17号及び第3条

### 3 主な内容

- (1) 調査実施予定日 令和6年4月18日(木)
- (2) 調査方式 悉皆(しっかい)調査(対象は小6、中3)
- (3) 対象教科 国語、算数・数学



# 令和6年度全国学力・学習状況調査について

## 1. 令和6年度全国学力・学習状況調査の概要

### (1) 本体調査（悉皆）

○実施予定日

令和6年4月18日（木）

○調査対象

国・公・私立学校の小学校6年生・中学校3年生

○調査内容

- ・教科に関する調査（国語、算数・数学）
  - ・質問調査（児童生徒質問調査、学校質問調査）
- ※質問調査は、全てオンラインで実施

### (2) 経年変化分析調査（抽出）

○調査日程・期間

令和6年5月13日（月）～6月28日（金）のうち  
対象校の都合のよい日時（時間割イメージは別紙のとおり）

○調査対象

- ・国・公・私立学校のうち、文部科学省が指定する学校の小学校6年生・中学校3年生。
- ・対象となる学校は、文部科学省で抽出の上、実施方法（PBT/CBT）及び実施する教科とともに指定。

○調査内容

- ・教科に関する調査（国語、算数・数学、英語のうち1教科）
- ・質問調査（学校質問調査、生徒質問調査（英語のみ））

○調査対象規模

	PBT 実施校	CBT 実施校	対象校数合計
小学校	国語・算数 それぞれ300校 (約1.6万人)	国語・算数 それぞれ300校 (約1.6万人)	1,200校(約6.6万人)
中学校	国語・数学・英語 それぞれ250校 (約2.6万人)	国語・数学・英語 それぞれ250校 (約2.6万人)	1,500校(約16万人)

### (3) 保護者に対する調査（抽出）

○調査日程・期間

令和6年5月13日（月）～6月28日（金）

○調査対象

- ・経年変化分析調査を実施する学校の児童生徒の保護者全員。
- ・PBT 実施校の保護者は、冊子を用いた筆記方式で、
- CBT 実施校の保護者は、オンライン方式（受託事業者の Web システム）で実施。

○調査内容

- ・質問調査

## 2. 令和6年度調査の実施方式

### (1) 本体調査（悉皆）

#### 【小学校】

	実施方式	(オンライン方式の場合) 用いるシステム
教科に関する調査	冊子を用いた筆記方式	—
児童質問調査	オンライン方式 ※1	受託事業者の Web システム
学校質問調査	オンライン方式	受託事業者の Web システム

#### 【中学校】

	実施方式	(オンライン方式の場合) 用いるシステム
教科に関する調査	冊子を用いた筆記方式	—
生徒質問調査	オンライン方式 ※1	MEXCBT
学校質問調査	オンライン方式	受託事業者の Web システム

※1 点字の場合のみ、冊子方式とする。

### (2) 経年変化分析調査（抽出）

#### 【PBT 実施校（小国、小算、中国、中数）】

	実施方式	(オンライン方式の場合) 用いるシステム
教科に関する調査	冊子を用いた筆記方式	—

#### 【PBT 実施校（中英）】

	実施方式	(オンライン方式の場合) 用いるシステム
教科に関する調査 「聞くこと」「読むこと」 「書くこと」	冊子を用いた筆記方式	—
教科に関する調査 「話すこと」	オンライン方式	MEXCBT
生徒質問調査	オンライン方式	MEXCBT
学校質問調査	オンライン方式	受託事業者の Web システム

#### 【CBT 実施校（小国、小算、中国、中数）】

	実施方式	(オンライン方式の場合) 用いるシステム
教科に関する調査	オンライン方式	MEXCBT

【CBT 実施校（中英）】

	実施方式	(オンライン方式の場合) 用いるシステム
教科に関する調査 「聞くこと」「読むこと」 「書くこと」	オンライン方式	MEXCBT
教科に関する調査 「話すこと」	オンライン方式	MEXCBT
生徒質問調査	オンライン方式	MEXCBT
学校質問調査	オンライン方式	受託事業者の Web システム

### 3. 今後の主なスケジュール（予定）

○10月～11月

【経】経年変化分析調査・保護者調査の対象校の選定  
(文部科学省により抽出)

○11月

【本】学校基本情報の確認 等  
対象：都道府県・市（区）町村教育委員会  
(各設置者管内の学校住所・連絡先情報等の登録、通称「AB 調査」)

○12月

【本】令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領の策定  
担当者会議  
参加意向調査  
【経】経年変化分析調査のオンライン実施に関する説明会

○令和6年1月

【本】学校基本情報の確認 等  
対象：参加予定学校  
(参加予定の各学校の児童生徒数等の情報の登録、通称「CD 調査」)

## <参考：令和6年度経年変化分析調査の時間割イメージ>

### ○小学校

抽出校の都合の良い1時限 (40分)
国語または算数 (40分)

### ○中学校（国語、数学）

抽出校の都合の良い1時限 (45分)
国語または数学 (45分)

### ○中学校（英語）

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと」「読むこと」 「書くこと」 (45分)	英語「話すこと」・ 経年英語生徒質問調査 (学校の状況に応じて、分散して実施)		

※英語に関する生徒質問調査（10分程度）は、英語「話すこと」終了以降に、各学校の状況に応じて実施。

※「話すこと」調査の所要時間は、5分～10分程度。

※「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関するすべての問題を6時限以内で終了する設計とする。

※「話すこと」の調査においては、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて実施することを基本とする。また、ヘッドセットは令和5年度調査で各中学校に配布したものを使用するため、廃棄せずに適切に保管すること。

令和5年第4回日進市議会定例会  
一般質問・答弁内容(教育委員会関係分)について

1 小出あさこ議員(個人質問)

- (1) チームとしての学校に関して【学校教育課】
- (2) 重層的支援整備体制について【学校教育課】
- (3) ふるさと納税について【学校教育課】

2 山田久美議員(個人質問)

- (1) 今後の学区変更について考える【教育長・学習政策課・学校教育課】
- (2) 給食センター全般について問う【学校給食課】

3 武田治敏議員(個人質問)

- (1) 市指定文化財の保護や活用のあり方について【学び支援課】

4 川嶋恵美議員(個人質問)

- (1) 発達性読み書き障害(ディスレクシア)への支援体制について【学校教育課】
- (2) 部活動の地域移行の現状について【学習政策課・学び支援課】

5 島村きよみ議員(個人質問)

- (1) 子どもの最善の利益を守る仕組みの構築、事業展開について問う【学校教育課】

6 坂林たくみ議員(個人質問)

- (1) 小中学校に空気清浄機を【学習政策課・学校教育課】

7 岩淵晃久議員(個人質問)

- (1) 学校給食の維持について【学校給食課】

8 中島まなみ議員(個人質問)

- (1) 室内の遊び場設置について【学び支援課】

9 ゆきむらともこ議員(個人質問)

- (1) 進路選択が難しい状況にある生徒への対応はできているか【教育長・学校教育課】
- (2) 地域学校協働活動と重層的支援体制整備事業の関係を確認する

【教育長・学び支援課】

## 10 吉野ゆうと議員（個人質問）

- (1) 不登校の児童生徒への登校支援に関して【教育長・学校教育課】
- (2) 子育て最先端都市・日進へ【学校教育課】

## 11 田中とおる議員（個人質問）

- (1) 子ども達の学びの場、小中学校における働き方改革について  
【学習政策課・学び支援課・学校教育課】
- (2) アニメーション制作体験施設について。本市に合った未来像を【学び支援課】

## 1 小出あさこ議員（個人質問）

### 1 チームとしての学校に関して

#### (1) 交通指導員・交通ボランティアへの活動の支援について

- ① 通学路安全確保に向けた行政の取り組みは。そのなかで交通指導員・交通ボランティアが果たす役割はどうか。【学校教育課】

##### 【答弁】

子どもたちの登下校の安全確保のため、交通指導員が果たす役割は大きいと認識している。令和4年9月以降、勤務条件見直しとともに午前のみ、午後のみ勤務を設けるなど、人材確保に努めている。また通学路安全プログラムにより、学区の区長の皆様や、愛知署、道路管理部署とともに安全対策を進めている。また、学校保護者間連絡アプリを活用した児童生徒の登下校安全確保を促す案内を送付するなど、多岐にわたり対応をしている。

しかし、行政としての対応のみで子どもたちの安全な通学が守られているわけではなく、多くのボランティアの方々の日々の協力で成り立っている。

このため、子どもたちの安全な通学に協力していただいているボランティアの皆様の活動を支えるために、本年度より新たに交通ボランティア補助金を設けた。補助金としては、市内9校に対して各校10万円を上限額として支給できるようにしている。年度当初に、各校から計画書を提出してもらい、年度末に実績報告書に基づく精算を予定している。

- ② 各校からどのような、計画書が提出されているか。【学校教育課】

##### 【答弁】

一例となるが、ボランティアのみなさまに着用してもらえるよう、スクールカラーに合わせたビブス購入や、熱中症対策としての飲料水や冬季の寒さ対策としてのカイロ購入、年度末に開催を予定している感謝の会での花束購入費が計上されている。

- ③ 平成31年1月の中央教育審議会が取りまとめた、学校の働き方改革を推進するための総合的な方策を示した答申でも、学校以外で担うべき業務として、登下校に関する対応が挙げられている。こうした点からも、地域ボランティアの方に協力を求めるために、この補助金が果たす役割は大きいと思うが、市教育委員会としてはどのように考えているか。【学校教育課】

##### 【答弁】

学校は、地域コミュニティの核となるために、地域との日々の連携も大切な役割と考えている。子どもたちの安全のため、地域ボランティアの方の協力も得ながら、安全な登下校が出来ていることに子どもたちが気づき、感謝を伝える機会を作ることは大切な学びであると考えている。地域に愛される学校となり、子どもたちも地域への愛着を育てていく良い機会になってほしいと考えている。

#### (2) スクールロイヤール導入後の現況や保護者の反応はいかがか。

- ① 文部科学省も、「教育行政に係る法務相談体制の充実について」を作成し、体制整備を支援するなどしており、虐待やいじめのほか、学校事故への対応等の諸課題につい

て、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加していることが報じられている。  
本市が本年度より取り組み始めたスクールロイヤーについて、概要と本市状況を問う。  
【学校教育課】

【答弁】

スクールロイヤーは、子どもや保護者が直接法律相談するのではなく、子どもの最善の利益の観点から、教育や福祉、子どもの権利等の視点を取り入れて学校に対して継続的に助言する弁護士がスクールロイヤーである。一般的な顧問弁護士と異なり、学校現場で発生するさまざまな問題に対して、トラブルが予想されそうな段階から、学校の相談相手として継続的に助言を行う。学校現場としては、児童生徒同士及び保護者間トラブルへの対応や、学校現場で起きるトラブルについて、顧問弁護士とは異なる立ち位置で、助言をいただけるスクールロイヤーは、大変有益である。

② スクールロイヤーは、学校の法務相談に対応する専門家であり、児童生徒や保護者から直接相談を受ける弁護士ではないとのことだが、この点については、こういった趣旨か。【学校教育課】

【答弁】

これまで、教職員の勘と経験に基づき対応していたトラブルへの対応に、法律の専門家に助言を求めることで、子どもたちの最善の利益を担保することが目的となっている。このため、保護者や子どもたちの相談を受けたり、また、スクールロイヤーが直接子どもや保護者に法的な説明をしたりすることも想定していない。

学校を法的な立場で守るのが顧問弁護士だが、学校で起きた事象に対して、子どもたちの最善の利益に基づいて法的助言をする点が大きな違いとなる。このため、案件の状況によってはスクールロイヤーではなく、顧問弁護士が対応することも考えられる。

③ スクールロイヤーへの相談体制は、どのようになっているか。【学校教育課】

【答弁】

月1回の定期相談と随時相談の2種類である。いずれも、学校の管理職が市教育委員会に相談をした上で、市教育委員会からスクールロイヤーに対して相談をする方法をとっている。定期相談は、尾三連携事業として東郷町と本市が交互に会場提供を行っている。

随時相談は、緊急性を要する案件に対し、メール、電話、WEB会議での相談が可能となっている。

④ スクールロイヤーへの相談実績は、どのようになっているか。【学校教育課】

【答弁】

随時相談につきましては、1件でいじめが疑われる事案への学校対応を相談した。定期相談は、各校が持ち寄った案件について、主に各校教頭が考え方を学ぶ機会となっている。

⑤ 定期相談で持ち寄られる案件とは、具体的にどのようなものがあるか。【学校教育課】

【答弁】

学校敷地内における保護者送迎車両への対応、学校活動での音楽等著作権が発生するも

のへの対応、動画撮影時の注意点など、学校としてトラブル予防に関することが多く挙げられている。

⑥ 特徴的なものとして、尾三連携事業も挙げられているが、本市単独事業との差はどのようなものか。【学校教育課】

【答弁】

本事業は、本市が幹事市となり、令和5年4月から尾三連携事業の一環として豊明市、日進市、みよし市、東郷町の4市町の各市町教育委員会が愛知県弁護士会子ども権利委員会所属の弁護士に依頼している。

現在、本市と東郷町を2名のスクールロイヤーが担当している。尾三連携事業とすることで、通常1市町で負担する委託料で2名のスクールロイヤーに対応していただくことが可能となり、法律解釈のダブルチェックや研修会共同開催など、連携事業ならではのメリットを発揮している。

## 2 重層的支援整備体制について

(1) ソーシャルワーカーの教育現場と地域との連携の役割はどのようなか。

① 重層的支援整備体制の中でも、ソーシャルワーカーの果たす役割が大きくなっている。

一般的にソーシャルワークとは、日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会がまとめた報告書によると、「社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上で問題を解決なり緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくことである。」とされている。

先日の新聞報道においても、本市教育現場では、スクールソーシャルワーカーが担う役割の大きさが記事となっていた。そこで、まず重層的支援整備体制においても、スクールソーシャルワーカーが担う教育現場と地域との連携の役割が重要になると思うが、現在の体制と支援方法はどうか。【学校教育課】

【答弁】

本市教育現場においては、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを市内4中学校と市教育委員会に配置し、問題を抱えている児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っている。

## 3 ふるさと納税について

(1) 電子書籍クラウドファンディングの期待する効果と進捗状況はいかがか。

【学校教育課】

【答弁】

現在実施している英語書籍へのクラウドファンディングの進捗状況としては、12月1日付で19人、440,000円の寄附をいただいている。

今回のクラウドファンディングは、全国学力テストでの全国的な英語に対する課題が報

道されたことをきっかけに、市立図書館と学校教育課の合同で、何か子どもたちの教育環境整備が出来ないかと事業を考えたことがきっかけとなっている。市立図書館では、手に取りやすいようコミックスを含めた英語書籍、学校はタブレットを活用した電子書籍とすることで、テストに縛られない英語に触れる環境づくりを提案している。

(2) 先日テレビ報道においても、タブレット利用について報じられており、学校での電子図書館利用の様子を知ることが出来た。

本市の取り組みが、全国から注目されていることを改めて認識し、今回のクラウドファンディング実施によりさらに、市民の方にも知っていただく機会になると思われるがいかがか。【学校教育課】

【答弁】

本市電子図書館の取り組みは、10月にパシフィコ横浜で開催された図書館総合展において事例発表を行うなど、全国から注目をいただく事業となっている。

議員がご覧いただいたテレビ取材も、図書館総合展で事例発表を行うことを知ったテレビ局からの依頼となっている。こうした点からも、子どもたちのために使うという、用途を明確にして寄付を募るクラウドファンディング実施により、市民のみならず、全国の方に本市の教育環境拡充に向けた取り組みを知っていただく機会にもつながっている。

## 2 山田久美議員（個人質問）

### 1 今後の学区変更について考える

(1) 令和6年度の学区変更についての状況はどのようなか。【学校教育課】

【答弁】

令和6年度は、東山四丁目から七丁目及び栄三丁目の一部について、南小学校区から梨の木小学校区へ、また、日進中学校区から日進東中学校区への変更を予定している。

学区変更に向け、11月15日付で、対象となる児童生徒の保護者に学区が変更となる旨の通知を行うなど、事務手続きを進めている。

また、梨の木小学校では、令和5年8月に登校体験会を行い、学区変更後に想定される通学路上の危険箇所の洗い出しや安全対策なども進めている。

(2) 11月15日付で対象となる児童の保護者に学区変更の通知を行ったとのことだが、もっと前の時期にも変更となる通知は出されていたか。【学校教育課】

【答弁】

11月15日付の通知内容としては、対象児童生徒への経過措置意向調査が完了し、令和6年度就学校を通知したものとなる。

それ以前の段階時点においても、令和3年度には、学区検討部会での検討段階である令和4年1月時点において見直し案のお知らせ、令和4年2月にWEB説明会を行っている。

令和4年度には、決定した学区見直し方針を4月に周知し、7月には梨の木小学校見学会を実施した。

本年度は、令和5年4月には、経過措置対象者への意向調査、8月に登校体験会を実施するなど、通知だけでなく、保護者の方たちからご意見をいただきながら進めている。

(3) 学区変更に伴い、保護者の方達からはどのような意見が出されていたか。

【学校教育課】

【答弁】

途中で学校が変わることや新しい学校での人間関係への不安、通学路の安全性や通学距離を懸念するご意見をいただいた。

(4) 通学路について、学区変更によって一番遠くなる生徒は歩く距離がどのくらい違ってくるか。【学校教育課】

【答弁】

現時点では、通学路が未確定のため、正確にはお答えできないが、距離の差としては200mから300m程度遠くなる児童も想定される。

### 2 30人学級について

(1) 県内で30人学級を行っている学校はどのくらいあるか。【学校教育課】

【答弁】

県内で30人学級を行っている学校について、正確な数は把握していないが、報道発表などによると、名古屋市では、小学校1年生及び2年生について、全ての学校で30人学級が実施されている。また、東郷町においては、令和6年度から町内全6小学校の全学年で30人学級を実施するとされている。

**(2) 東郷町の6つの小学校の全児童数は2,701人で学級数は119学級。本市の児童数は今年度は6,315人で南小の人数は1,053人、梨の木小は632人である。何人の児童が変更を余儀なくされるのか。【学校教育課】**

**【答弁】**

11月27日時点で、南小学校1年生から5年生までの156人が学区変更の対象となっている。そのうち53人は経過措置として、学区変更後も南小学校への通学を予定している。よって梨の木小学校に変更となるのは103人となる。

**(3) 本市では30人学級をどのように考えているのか。【教育長】**

**【答弁】**

本市の30人学級の考えは、現在進めている40人学級を35人学級、さらには30人学級へと進め「学級担任一人に対する児童生徒数を減らす」ことよりも、「複数担任制・複教授業制」を進め「教員がいつ休んでも学級経営や授業ができる」学校体制にしていくことが大切と考える。

その理由は、小学校と中学校では、若干、状況は異なるが、現在問題になっている教員不足の大きな原因の一つに、何らかの理由で休む教員の代わりに入る教員がいないことが挙げられる。小学校では、教頭、教務主任、校務主任などが常に代わりに入っているのが現状である。中学校でも代替りの教員が同じ教科で見つければ、何とか担任の代わりにしたり、授業を交換したりして辛うじてやりくりしているが、学校によっては、児童生徒が自習しなければならないのが現状となっている。

このような状況を改善し、教員が健康で生き生きと出勤し、何らかの理由で休んでも子どもたちの通常の学習する権利が保障される方向に進んでほしいと考えている。

**(4) 学校運営の面での本市の考えをお答えいただいたが、実際に30人学級となる場合には、施設面での対応は可能か。【学習政策課】**

**【答弁】**

全国的には少子化が進んでいるが、本市においては、まだまだ児童生徒数が増加していく見込みがあり、今年度も教室改修工事を行い、普通教室を確保している状況。この状況で30人学級となった場合には、さらなる教室の確保は難しい状況となる。

**(5) 既存の校舎では、教室確保が難しい状況であることはわかった。では、増築での対応は可能か。【学習政策課】**

**【答弁】**

今後は改修が出来る教室もなくなることから、増築が必要となると考える。ただし、校舎を増築するスペースが少ない学校もあることから、30人学級への対応は難しいと考えて

いる。

### 3 給食センター全般について問う

(1) 過去5年の修繕箇所はどのくらいか。【学校給食課】

【答弁】

平成30年度から令和4年度までの過去5年間の建物の修繕件数は約20件であり、主な修繕は、調理機器、調理設備等の修繕となっている。

(2) 外壁やセンター内などに亀裂や損傷、雨漏り等はないのか。【学校給食課】

雨漏り等はあったが、調理に影響する損傷はなく、速やかに修繕を行った。

(3) 建て替えの検討はしているのか。【学校給食課】

【答弁】

給食センターの調理能力は1万食あり、現在のところ建て替えの予定はないが、今後も定期点検、計画的修繕に努める。

(4) 調理能力1万食とは一日に作る食数と聞いている。給食センターにはエアコンがついておらず、毎日9,800食の給食を作っている為、夏はサウナのように聞いている。給食センターでの調理を小学校分と中学校分に分けて作れるように小学校給食センター、中学校給食センターとセンターを分けてはどうか。【学校給食課】

【答弁】

調理能力1万食は、一日あたり調理できる食数のことを指す。また、エアコンについては、調理に関係する部屋としては下処理室とサラダ・和え物室に設置されている。

なお、小学校分と中学校分で時間と機器を分けて調理を行うことで、円滑に作業ができるよう工夫している。

(5) オーガニック給食についての考えはあるか。【学校給食課】

【答弁】

オーガニック食材の採用については、本市の学校給食は1日約9,800食を提供する必要があることから、安定した供給量調達の確保や、物価高騰による食材価格の高騰もあることから今後の課題と考えている。

(6) あま市では一日1万食の給食を作っている。保護者からの働きかけによって人参だけが有機人参で給食を提供した。また、14市町村でも取り入れたと聞いている。

全ての食材をオーガニックにすることはできないにしても、まずは1種類から取り入れるのはどうか。【学校給食課】

【答弁】

他市町でオーガニック野菜が採用されていることは承知しているが、安定した供給量調達の確保や、物価高騰による食材価格の高騰もあることから今後の課題と考えている。

(7) あま市の食数は本市とほぼ同じで9,261食となっている。令和4年度に有機玉ねぎを年3回使用したと聞いている。給食費については小学校290円、中学校320円で公費負担は10円なので本市よりも少し高いが有機野菜を取り入れている。

年に数回取り入れるという事はできないか。【学校給食課】

【答弁】

食材の調達については、可能な限り地元の食材を使用する取り組みを行っており、有機農産物については、今後の検討課題と考えている。

(8) 物価高騰で給食費を値上げすることはないか。【学校給食課】

【答弁】

令和5年度も前年度と同様、食材の質を落とすことなく、高騰する食材費の増額分を補填し、保護者負担の軽減に向けた取り組みを進めている。

(9) 令和6年度の値上げについてはどうか。【学校給食課】

【答弁】

国の動きや給食用食材の価格動向などを注視し、適切に対応していきたいと考えている。

### 3 武田治敏議員（個人質問）

#### 1 市指定文化財の保護や活用のあり方について

(1) 米野木お馬頭が今年の8月29日に市の指定無形民俗文化財として指定された。他にも、臥龍の松や岩藤天王祭山車などいくつかの指定文化財があるが、それらの文化財を、市はどのようにPRしているのかお尋ねする。【学び支援課】

【答弁】

市指定文化財は、現在、今年新たに指定した米野木お馬頭を含めて、有形文化財が7件、有形民俗文化財が1件、無形民俗文化財が1件、史跡が3件、天然記念物が1件の合計13件ある。

これらの市指定文化財について、市民に周知するため、市のホームページや文化財マップに掲載し、岩崎城や旧市川家住宅においてパネル展示や美術工芸品の展示にあわせ、周知を図っている。

また、子どもを対象とした「文化財ガイドツアー」や「文化財巡りスタンプラリー」といった市民の皆さまに参加いただけるイベントなどの機会を設けるなどし、文化財を実際に目にし、身近に感じていただくことを通じて、文化財そのものへの理解を深めていただくだけでなく、維持し守っていこうとする意識を醸成し、文化財保護の重要性を実感いただけるよう努めている。

(2) 市指定となった文化財の保護という点で、市はどのような支援をされているのかお尋ねする。【学び支援課】

【答弁】

市が指定を行った文化財の保護のため、所有者や団体が文化財の管理又は修理を行う場合に補助金を交付している。

具体的には、有形、無形、民俗文化財の修理、防災施設の設置や調査・記録作成に要する経費、また、天然記念物の保守管理、調査・記録作成、保存整備に要する費用に対し、補助対象経費の2分の1、上限50万円で補助金を交付している。

(3) 文化財保護を一層進めていくために、県の支援ということも考えられるが、市指定文化財が県の指定文化財となる可能性はあるか。また、県、国指定文化財となった場合の支援はどのようなようか。【学び支援課】

【答弁】

市指定文化財が県の指定文化財となるかということについて、県が指定するにあたっては、原則、市の指定文化財であることが条件となっていることから、可能性はあるものと考えられる。ただし、指定にあたっては、県の文化財保護審議会において対象とすべき文化財について意見が交わされ、市が指定した際の調査資料などを基に、その文化財の継続性や貴重性、地域性等の特別性を鑑み判断されていると考えられる。

なお、県の指定文化財となった場合の補助金については、県の文化財保護指針によると、所有者または管理者が行う保存修理事業等に対して、補助対象事業費の3分の2以内で交付を行っており、国の指定文化財については、国が補助対象事業費の2分の1、県が10分

の1以内で交付を行っている。

(4) 県の指定を受けるのはなかなか難しいことと思うが、先ほどの答弁で県の文化財保護審議会において、対象とすべき文化財の継続性ということを言われた。市の指定を受けてからどのくらいで県の指定を受けているか伺う。【学び支援課】

【答弁】

個々の文化財の状況にもよるので、どのくらいの期間がかかるかはわかりかねるが、文化財としての保存活動が継続して行われ、活動を維持する人数が増えているなどの保存体制が確立されていることが求められている。

(5) 活動を維持する人数を増やすということは、文化財の保護において何より重要である。米野木お馬頭保存会では、次世代へつなげていくため、地域の子ども達にお馬頭を知ってもらい、参加してもらえるよう、小学校へ赴き、出前講座を行っている。こうした取り組みへの支援はあるか。【学び支援課】

【答弁】

現在のところ、市ではそのような活動に対しての直接的な補助制度はないが、今後、市として文化財の保護に関してどのような支援ができるのか、他自治体の事例などを調査研究していく。また、県や国、財団法人などが行っている助成制度について、保存団体に情報提供を実施していく。

#### 4 川嶋恵美議員（個人質問）

##### 1 発達性読み書き障害（ディスレクシア）への支援体制について

(1) 公立小中学校において、ディスレクシアの疑いがある児童・生徒をどの程度把握しているか。【学校教育課】

【答弁】

ディスレクシアの疑いのある児童生徒数は把握していない。詳細は、個人情報もあるため差し控えるが、ディスレクシアが疑われる児童生徒に対し、教員がプリント類の読み上げを行うなど個別対応しているとの報告を受けている。

(2) 早期発見・早期支援体制の導入の考えを問う。【学校教育課】

【答弁】

本市独自の学校での実態調査については、現時点では実施予定はないが、早期発見・早期支援体制を導入することは、個に寄り添うためには必要であると考えている。しかし、ディスレクシアに対する認知度が低いため、教職員だけでなく本人や保護者も気づいていないことも考えられる。

早期発見・早期支援体制の整備については、健康福祉部局等との連携を図り、まずは、ディスレクシアを正しく理解することから始める必要があると考えている。

(3) 発達障害やディスレクシア、合理的配慮に関する研修を、小中学校の教師や支援員の理解と専門性の向上を目的に各地で実施されている。本市はその必要性をどのように考えているか。【学校教育課】

【答弁】

県教育委員会からは正式な通知等、現時点ではないが、来年度読み書きの困難さを抱える子の支援方法を通常学級の先生に学んでもらう短期間の研修を行うとの方針があるとの報道もあった。基礎的な知識を多くの教職員が学ぶ機会が準備することは、大変有益であると考えている。本市としても、まず各校の特別支援教育コーディネーターが学ぶ機会を設けることで、学校全体として理解へのレベルアップを図るようにしていきたいと考えている。

(4) 保護者にも、発達性ディスレクシアに関する正しい情報提供と相談体制を明らかにする必要性を感じる。例えば、練馬区の社会福協議会は、公式YouTubeチャンネルで発達性ディスレクシアの周知を図っている。こうした取り組みなども参考に、本市においても発達性ディスレクシアについて周知・啓発できないか。【学校教育課】

【答弁】

議員にご紹介いただいた資料は、漫画を活用しており大変読みやすく、理解促進のためには大変有益であると考えられる。

文部科学省及び県教育委員会からの通知や研修機会を待つだけでなく、ディスレクシアに関する良い資料があれば、例えば、学校電子図書館で閲覧可能にするなど検討していく。

(5) 発達性ディスレクシアの困難には ICT 機器の活用が極めて有効だが、本市の小中学校の授業において、合理的配慮としてのタブレット端末の活用状況はどのようなか。また、タブレット端末以外の配慮はしているか。【学校教育課】

【答弁】

現在、聴覚障害をもつ児童生徒の中には、デージー教科書を使用している児童生徒もいる。また、外国からの転入により、日本語が不自由な児童生徒向けに翻訳アプリを活用するなど、ICT 機器を活用した対応をするなどの工夫もされている。

また、タブレット等の ICT 機器を使用する以外の配慮としては、特別な支援が必要な児童生徒に対して市費による特別支援学級講師及び学級支援介助員を配置している。ディスレクシアについても、保護者の方とも相談をしながら、児童生徒の状況に合わせ ICT 機器の活用も含め、個別対応していく。

(6) 中学生になると、将来に向けた進路の選択が求められるが、2016 年に施行された「障害者差別解消法」により、障害のある生徒が受験する際には、負担が重すぎない範囲で配慮することが国公立の学校に義務付けられた。受験に合理的配慮を求めるには、医師の診断書や個別の教育支援計画、これまで学校内で行ってきた支援の実績など、配慮の必要性を示す事が求められる。本市では、どのような相談・支援体制が図られているか。【学校教育課】

【答弁】

現在、本市の相談・支援体制としては、市教育委員会に特別支援教育支援員を配置し、各学校の特別支援コーディネーターと連携しながら、学校生活をサポートしている。今後は、新たな観点として「ディスレクシア」についても認識した支援体制を検討していくこととなる。また、入試については、受け入れ側となる高等学校や県教育委員会等が対応することとなるが、本市教育委員会としても適切に対応していく。

(7) 県議会議員に確認したところ、ディスレクシアへの対応について、「内容は検討中であるが、県教育委員会特別支援教育課が担当する。」との回答を得た。ディスレクシアを特別支援教育課が担当することについてどのように考えるか。【学校教育課】

【答弁】

特別支援教育課は、愛知県の特別支援の中核を担う所管となる。その部署が担当となり進めていくことは教職員研修としても有益であり、今後の展開が期待されると考える。

ただ、将来展望として、「ディクレスシアは障害だから特別支援学級で」という短絡的な発想ではなく、児童生徒理解の一つからその子の幸せ感につながる動きになっていくことが大切と考える。

## 2 部活動の地域移行の現状について

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業の取り組みについて、現在の状況を問う。

【学び支援課】

【答弁】

部活動の地域移行の実証事業については、今年度、中学校の吹奏楽部を対象に、10月21

日から実施している。

国のガイドラインにおいては、まずは休日の部活動の地域移行を目指すとしていることから、今回は、土日の練習を学校外で行った場合のケースモデルとして実施している。

参加対象は、4 中学校の吹奏楽部の部員とし、個人練習やアンサンブル練習を行うものであり、全 13 回の活動日を設け、希望者が参加するという形にしている。会場は、土曜日は梨の木小学校、日曜日は市民会館とし、各自が楽器を持参して各会場で 2 名の指導者が個々に指導を行っている。

**(2) 先日この実証事業を見学したが、アンサンブルコンクールに向けて多くの生徒が参加していた。参加状況はどの程度か。また、会場の管理や当日参加する生徒の出欠確認など活動の運営はどのようにしているか。【学び支援課】**

**【答弁】**

参加状況については、現時点では、全体で 160 人ほどの吹奏楽部員のうち 105 人が登録をしており、各活動日におおむね 20 人から 40 人程度が出席している。

また、活動の運営については、日進アシスト株式会社に委託しており、会場の管理、参加者の出欠確認などを行っている。

**(3) 各会場にいる 2 人の指導者が練習を指導しているが、調理室や和室に至るまで、空いている部屋を使って練習をしている状況では少ないように感じた。2 人とした理由は何か。また、どのような人が指導者となり、指導者の報酬はどこから出ているか確認する。【学び支援課】**

**【答弁】**

指導者については、大学で音楽を専門に学んでいる大学院生や大学生で、吹奏楽の指導経験がある人に依頼している。人数については、指導にあたり金管楽器又は木管楽器を専門とする者がそれぞれ 1 名必要と考えて 2 名とした。

また、報酬については市が支払うが、今回は愛知県の実証事業として実施しているため、全額を県からの補助金で対応することとなっている。

**(4) 専門的なアドバイスが受けられるのはとても刺激になって良いと思うが、実証事業を進めてみて、吹奏楽部の部活動を地域移行する場合、課題としてどのようなことが挙げられるか。【学び支援課】**

**【答弁】**

今回の実証事業により挙げられる課題としては、まずは、活動場所の問題がある。現状、部員数の多い吹奏楽部の活動をそのまま学校外で行う場合、受け入れることのできる活動場所が少ないことが挙げられる。

また、吹奏楽の指導のできる人材は限られており、各校で時間帯が集中することから指導者確保の問題もあり、相応な謝礼を支払う必要があることも課題となっている。さらに、大型の楽器の移動や保管の問題といったことも挙げられる。また、今回は個人練習を対象としているが、団体練習も行うこととなった場合には、平日と休日で指導者が異なることによる指導方針のすり合わせなども必要になると考えられる。

(5) まだまだたくさんの課題があることが分かった。活動場所が、中学校区外になると保護者の送迎など移動の問題があり、楽器の移動や保管の問題解決には学校での練習が一番の解決方法だと考える。場所を中学校とした場合、指導者の確保の他に、考えられる課題はどのようなことになるか。【学び支援課】

【答弁】

活動場所を中学校とした場合、その学校の教職員以外の者が、学校施設内に入出入りすることから、施設管理の面が課題となる。文化部の場合、音楽室や美術室といった特別教室を使うことが想定されるので、そこに至るまでの導線における学校のセキュリティ面をどのように解消するかが一番の課題となると考えられる。

3 小中学校部活動地域移行検討委員会での議論の進捗状況、現時点での方向性について

(1) 現在議論を進めている小中学校部活動地域移行検討委員会の内容などについて質問します。第1回が9月20日に開催されており、その際の議事録も拝見した。第1回では、まず国の示したガイドラインの方向性や日進市の学校部活動の現状などが説明され、部活動をめぐる課題などについても提示があったかと思うが、改めて本市が目指す姿や課題について問う。【学習政策課】

【答弁】

検討委員会で示した本市が目指す姿については、次の3点となる。

1点目は、「誰もが多様なスポーツ、文化芸術活動に取り組める環境づくり」。既存の部活動の種目だけでなく、誰もが様々な活動に取り組める機会の確保、環境の整備を目指す。

2点目は、教職員の負担軽減。これまで部活動が担ってきたスポーツ、文化芸術活動を地域全体で支え、教職員の労働環境を改善することで、より効果的な教育活動を行える環境づくりを目指す。

3点目は、中学校部活動の現状に即した地域連携・地域移行の推進。部活動については、将来的な地域への移行を前提に、十分な実態把握のうえで本市の実状に応じた柔軟な環境整備を進めていきたいと考えている。

続いて課題について、まず小学校部活動の今後については、全国的な状況なども踏まえ、部活動自体の在り方について検討する必要がある。

次に、中学校部活動の今後については、学校ごとの活動状況に応じ、部員数や指導者の確保などの課題を踏まえ、段階的に地域クラブ活動へ移行できるよう検討する必要がある。

最後に、地域クラブ活動の設立を見据えた実証事業等の実施については、先ほどの吹奏楽部の実証事業でもわかるとおり、運営主体や実施方法などについて実証事業等を通じて問題点を抽出し、持続可能な活動となるよう検討を進める必要があると考えている。

(2) 部活動の地域移行が目指すものとしては、教職員の負担軽減が大きなテーマの一つであり、それに伴う子どもたちの多様なスポーツ・文化芸術活動の体験機会の確保、環境づくりというのは、相反する部分も併せ持っており、非常に難しい取り組みであると感じている。

そこで第1回の検討委員会では、まずは小学校の部活動の在り方が議論に上げられ

たと伺っており、その流れで第2回の検討委員会がつい先日12月1日に開催されたが、小学校部活動についてはどういった議論になったかを問う。【学習政策課】

【答弁】

検討委員会については、9月20日に第1回を、12月1日に第2回を開催した。

第1回では、国の方針、本市の小中学校部活動の現状について説明した。本市においては、小中学校それぞれで部活動が行われているが、委員から、急務とされる教職員の負担軽減の観点から、まず学習指導要領に記載がない小学校部活動の在り方について整理が必要との指摘があった。

この指摘を踏まえ、第2回では、全国はもとより愛知県でも小学校部活動を実施している学校が少なく、現在も減少が進んでいる状況であること、また教職員向けアンケートにおいて、部活動指導に負担を感じる教職員が多いことなどを報告した上で、その在り方について様々な角度から検討が行われた。

結論としては、全国的な流れや教職員の負担軽減を鑑み、本市や民間団体が実施する多様なクラブ活動や講座の紹介、また放課後子ども教室の活動内容を拡充するなど児童の体験活動の機会や居場所を確保することを条件として、小学校部活動については廃止する方向性が示された。

(3) 小学校について、部活が学習指導要領にない地域独自の活動であることは知らなかった。教職員の現状も踏まえて今後の継続は非常に難しいものであることは理解した。一方で国のガイドラインでは子どもたちは地域で育てる、様々な体験機会の確保などが言われているが、この点についてはどのように考えるか。【学習政策課】

【答弁】

検討委員会においても様々なご意見があった。現時点では詳細な取組み内容や時期についてはお示しできないが、本市において実施している様々な講座や教室の紹介、またスポーツ協会やレクリエーション協会、にっしんスポーツクラブ、文化協会などに所属する団体、その他の民間団体も存在していることから、それら既存の団体の取組を紹介することで、多様な体験機会の確保につながると考えている。さらに一例として、現在小学校で行われている「放課後子ども教室」を拡充し、地域の方々の協力を得ながら、今までにない様々な分野の講座や教室を創出することで、子どもたちの体験機会を確保することは可能かと考えている。

これまで教職員に支えられてきた部活動を地域全体で支える取組みへと切り替えを行うことで、教職員の働き方改革を推し進めるだけでなく、地域に開かれた持続可能な活動となるよう進めていきたいと考えている。

## 5 島村きよみ議員（個人質問）

### 1 日進が最優先で取り組むべきこと

子どもの最善の利益を守るしくみの構築、事業展開について問う。

#### (1) 本市の子どもたちの実態はどうか。

この3年間の小中学校の不登校児童生徒数はどのようなか。学年ごとに示してほしい。

【学校教育課】

#### 【答弁】

不登校児童生徒数について、令和2年度は合計93人。内訳は、小学校1年生1人、2年生2人、3年生3人、4年生5人、5年生10人、6年生5人、中学校1年生16人、2年生26人、3年生25人となっている。

令和3年度は合計150人。内訳は、小学校1年生2人、2年生1人、3年生6人、4年生6人、5年生14人、6年生18人、中学校1年生30人、2年生40人、3年生33人となっている。

令和4年度は、合計221人。内訳は小学校1年生1人、2年生10人、3年生6人、4年生9人、5年生20人、6年生26人、中学校1年生44人、2年生50人、3年生55人となっている。

#### (2) 令和4年度不登校の小中学221人の中で、総合運動公園内のハートフレンドやフリースクールにも行けておらず、基本的に家庭にいる子はいるか。【学校教育課】

#### 【答弁】

不登校児童生徒の中には、教育支援センターにも校内ハートフレンドにも通室していない児童生徒もいる。また、学校側からはそうした家庭に連絡を取るが、ごく一部連絡を拒む家庭もある。このため、全ての不登校児童生徒がフリースクールなどに通学しているか否かについては把握することが困難な状況となっている。

#### (3) 同様にいじめについて把握している件数はどのようなか。学年ごとに示してほしい。

【学校教育課】

#### 【答弁】

把握しているいじめ件数について、令和2年度は合計85件。その内訳は、小学校1年生12件、2年生3件、3年生7件、4年生10件、5年生12件、6年生11件、中学校1年生16件、2年生8件、3年生6件となっている。

令和3年度は合計101件。内訳は、小学校1年生12件、2年生9件、3年生6件、4年生14件、5年生11件、6年生10件、中学校1年生26件、2年生11件、3年生22件となっている。

令和4年度は合計151件。内訳は、小学校1年生17件、2年生12件、3年生13件、4年生15件、5年生15件、6年生22件、中学校1年生18件、2年生30件、3年生9件となっている。

(4) 子どもの権利をどう保証するのか。「学ぶ権利」の保障として、学校に行きづらい子  
のための支援はどう展開しているか。【学校教育課】

【答弁】

子どもたちの「学ぶ権利」を保障するため、従来の教育支援センターに加え、令和5年度から日進西中学校及び日進北中学校に校内ハートフレンドを設置し、学校に行きづらい児童生徒、登校はできても教室に入りづらい児童生徒への支援を行っている。

なお、令和5年度から開設した校内ハートフレンドについては、ごく限られた時間利用する生徒を含め2校合わせ、1日あたり15人前後の生徒が利用している。

## 6 坂林たくみ議員（個人質問）

### 1 小中学校に空気清浄機を

(1) インフルエンザが流行し、学級閉鎖が相次いでいる。新型コロナの再燃も懸念され、感染防止対策充実の必要がある。新型コロナの5類移行後、小中学校での感染防止の取り組みはどうか。【学校教育課】

【答弁】

学校でも引き続き、児童生徒には手洗い・うがいの励行、3密を避ける等の指導を継続し、窓や扉を定期的な開け放ち、換気などの環境衛生にも努めている。

在校中に発熱症状や倦怠感など子どもたちから訴えがあったら、早めの休養をさせるよう対応している。

(2) 新型コロナが5類に移行した5月8日以降の学級閉鎖の状況について、昨年度の同じ時期と比較して質問する。

昨年度は、新型コロナまたはインフルエンザによる学級閉鎖や学年閉鎖が行われると議員に通知があった。それによれば、通知の回数は、5月から8月まではゼロ回、9月は1回、10月は7回、11月は17回でした。今年度の月ごとの学級閉鎖、学年閉鎖の回数ほどのようか。【学校教育課】

【答弁】

今年度は、5月は0回、6月は学級閉鎖1回、7月は学級閉鎖1回と学年閉鎖1回、9月は学級閉鎖6回、10月は学級閉鎖21回と学年閉鎖1回、11月は20日までとなるが、学級閉鎖11回となっている。

(3) 保育園には空気清浄機が導入されております。小中学校にも導入してはいかがでしょうか。

【学習政策課】

【答弁】

小中学校におきましては、空気清浄機の設置の予定はないが、換気の確保をはじめ、様々な感染対策を行っている。

(4) 様々な感染対策を行っているのは、公立保育園も小中学校も同じではないか。小中学校に空気清浄機を設置しない理由は何か。【学習政策課】

【答弁】

保育園と小中学校の違いとして、小中学校では手洗いやうがい、マスクの着用など、子供が個人としてできる対策のレベルに差があると考えられる。また、保育園では、園児が共有の遊具や机等を使うが、小中学校では、個人の道具を使うなど、環境の違いが挙げられる。

(5) 2022年10月19日に文部科学省が事務連絡を出している。題名は「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について」。

この中で、「特にこれからの季節においては、寒冷地やそれ以外の地域においても、

気温が下がり、窓開け等による常時換気が困難となることが想定されるため、サーキュレータやHEPAフィルタ付空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要です」「必要な換気量を確保するためには、高機能換気設備（全熱交換機等）も有効であることから、その導入等についても、学校施設の状況等に応じて積極的に御検討いただくようお願いいたします」と述べている。

現在の状況は、この対応が引き続き求められる状況ではないか。文部科学省は、これらの対策をとる自治体への交付金などの支援も検討中と聞いている。文部科学省も推奨しており、検討してはどうか。【学習政策課】

【答弁】

小中学校では、窓開けや換気扇等による十分な換気を行っていることから、空気清浄機設置の予定はありません。

(5) 十分な換気をしていても、学級閉鎖が増えている。感染防止対策を強めることが必要だと考えられないか。空気清浄機設置の考えがないのであれば、どのような感染防止追加対策を考えているかを問う。【学習政策課】

【答弁】

インフルエンザ等の感染症の予防は、手洗いをはじめとした基本的な対策が重要なため、現在行っている感染対策の実施を強化していくことで対応する。

## 7 岩淵晃久議員（個人質問）

### 1 学校給食の維持について

(1) 昨今の物価高に伴う学校給食の運営状況を問う。【学校給食課】

【答弁】

学校給食で使用する食材の価格上昇、特に主食であるご飯やパン、及び牛乳の価格上昇により副食（おかず）の食材費が圧迫されている。

本年度も前年度と同様、国の交付金も活用しながら高騰する食材費の増額分を公費で補填し、学校給食費の保護者負担軽減の取り組みを進めている。

(2) 来年度の物価やエネルギー見通しと、食材費増額分の保護者負担有無についてお尋ねする。【学校給食課】

【答弁】

来年度のエネルギー・食料品価格等の動向を予測するのは困難だが、国の負担軽減支援の動きや給食用食材の価格動向などを注視し、適切に対応していきたいと考えている。

(3) 10月19日の給食試食会に参加した際、原価低減のためにさまざまな努力をされていると聞いた。その内容を具体的にお尋ねする。【学校給食課】

【答弁】

食材費低減の取り組みとしては、その質を落とすことなく、新鮮で栄養価も高い旬で安価な食材の活用や、同じ食材でも使用する部位や種類を変更するなど、献立の工夫により購入価格が上がらないよう努めている。

(4) 普段から気をつけている安全衛生面を、皆さんで徹底的に推進することで更なるコスト低減につながっているとお見受けするが、具体的にはどのような取り組みをしているか。

【学校給食課】

【答弁】

安心安全な給食の提供については、機械設備の保守点検、目視による確認や食材納入業者からの産地証明書の提出、調理員の健康管理、衛生教育の実施により、異物混入、食中毒の防止等に努めている。

(5) ただいま産地証明書のお話があったが、風評被害を受けている日本産水産物を給食に取り入れる予定はあるか。経費補助等制度についても併せてお尋ねする。

【学校給食課】

【答弁】

経済産業省等が推進している日本産水産物の国内消費拡大補助事業(上限1億円補助)において、小中学校の給食用としてホタテ貝柱を無償提供する「漁業生産者応援プロジェクト」を活用し、今後、年度末までに実施していく。

(6) 県内では西尾市と小牧市が実施予定とのことで、作り手、使い手、世間、そしてロスがなくなる未来も含めた四方良しとなれば幸いなことである。今後もこういった機会があればどんどん利用して頂きたい。只今フードロスに触れたが、他にSDGsに関連する取組みはどのようなものがあるか。【学校給食課】

【答弁】

SDGsの取組みとしては、飲み残し牛乳をリサイクル処理してバイオガス資源とした発電や、揚げ物の廃食用油を石けん等に再資源化など、資源リサイクルを通して循環型社会の実現を目指し、取り組んでいる。

(7) 限りあるリソースを余すことなく利用した運営をしている学校給食だが、更に魅力あるものとしてどのような取組みをお考えかお尋ねする。【学校給食課】

【答弁】

魅力ある学校給食の実現に向けては、セレクトデザート復活や中学3年生対象に「リクエスト給食のアンケート」を行い、9年間の給食の楽しい思い出づくりのため実施していく。

## 8 中島まなみ議員（個人質問）

### 1 室内の遊び場設置について

(1) スポーツセンターのこども部屋の充実に向けた取り組みの進捗状況はどのようなか。

**【学び支援課】**

**【答弁】**

こども部屋の充実に向け、現在、購入遊具の安全面の検討や数量をはじめ、管理方法などについて指定管理者と調整をしている。

購入を予定している遊具については、主に利用する未就学児及び小学校低学年の児童の体幹が養われる室内用ホッピングや、石飛遊びで感覚と運動能力の向上を図るブロック等を検討している。

設置については、できるだけ早い時期に利用できるよう準備を進めている。

## 9 ゆきむらともこ議員 (個人質問)

### 1 進路選択が難しい状況にある生徒への対応はできているか

#### (1) 中学校で行われる進路説明会について

##### ① 紹介する進路はどのようなものがあるか。【学校教育課】

##### 【答弁】

中学校で行う説明会においては、卒業後の進路として、私立高校（全日制、通信制）、専修学校、公立高校（全日制、定時制、通信制）、国立高校、高等専門学校、就職等を紹介している。

##### ② 公立高校受検時の「受検上の配慮に関する申請書」や「自己申告書」、「長期欠席者等にかかる選抜方法」について説明しているか。【学校教育課】

##### 【答弁】

愛知県の公立高校入試では、障害等のある志願者、病気やけがのために受検する上で支障のある志願者、医療的ケアが必要な志願者に対して、受検上の配慮が行われており、受検上の配慮を希望する生徒は、受検配慮申請をすることができる。また、受検配慮申請をする生徒のうち希望する者は、出願手続きの際に、中学校生活の状況、志望動機、高校生活への抱負などについて自己申告を行うことが可能となっている。

また、長期欠席者等にかかる選抜方法について、申請できるのは、中学校卒業生・中学校卒業見込者で、かつ、やむを得ない事情により、第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者とされている。この選抜方法の適用者は、面接を実施する高等学校においては面接を個人面接とすること及び調査書情報の学習の記録を参考として取り扱うなどの配慮がされる。

公立高校受検の際にこれらの配慮が行われていることについては、説明資料の中で紹介しており、それぞれの状況に応じ、個別に説明を行っている。

#### (2) 特別支援学級在籍生徒への進路指導について

##### ① 特別支援学校以外の選択肢があることを知らせているか。【学校教育課】

##### 【答弁】

特別支援学級在籍の生徒に対しても、卒業後の進路として、特別支援学校のほか、私立高校、専修学校、公立高校、国立高校、高等専門学校、就職等を紹介している。

##### ② (知的に障害のある) 特別支援級児童生徒の場合、いわゆる通知表は3段階や5段階評定ではなく、文章で表記されていることが多い。通常学級とは異なる評価方法とすることを後から知る保護者も多い。こうした通常学級との違いについて、どのような場面で説明しているか。【学校教育課】

##### 【答弁】

全ての児童生徒に作成が求められている指導要録では、特別支援学級在籍の知的に障害がある児童生徒は、学習に対する評価欄は、文章で表記することとなっている。また、特

別支援学級在籍の知的に障害がある児童生徒以外は、学年末に小学校3年生以上は3段階評定、中学校は5段階評定をつけ表記することになっており、別途文章記録を追加してもよいことになっている。

特別支援学級への在籍、転籍は、本人及び保護者相談をふまえて、前年度中に校内教育支援委員会、日進市教育支援委員会を経て決定している。このため、交流学級での授業や教育課程に準拠した学習を行うのかどうかについては、新年度の担任と共に順次決定していく。

いわゆる通知表は、各学校において子ども自身や保護者に学習状況を伝え、その後の学習を支援することに役立たせるために作成されているものなので、特別支援学級では文章による表記とする場合が多くなる。しかし、当該児童生徒の特性を鑑み、特別な教育課程ではなく、教育課程に準拠した学習を行った場合、観点別評価や3段階及び5段階の評定を伝えていることもある。この際も、どのような形で示すことが本人の励みになるのか、保護者と相談しながら行っている。

通知表の表記も個人懇談会等で相談しながら決めていくため、その時点で認識する児童生徒もいるが、保護者と共に、その児童生徒にとって最適な教育課程となることを優先して在籍級を決定している。

### ③ 進路について通常学級と同じ情報を提供しているか。【学校教育課】

【答弁】

進路説明会においては、通常学級、特別支援学級の区別なく、全ての生徒の保護者に対して同一の情報を提供し、個人懇談会など、必要に応じて個別に助言等を行っている。

そうした中、特別支援学級在籍で、令和5年度に通常の高校や通信制高校サポート校に進学した生徒もいる。

### ④ 進路説明会時だけではなく、常時同じ情報を提供しているか。

例えば、高校の学校見学の案内はどうか。【学校教育課】

【答弁】

高校の学校見学の案内等についても、通常学級、特別支援学級の区別なく情報提供している。

### ⑤ 特別支援学級在籍生徒の職場体験は、どのような所で行っているか。【学校教育課】

【答弁】

特別支援学級に在籍する生徒の職場体験について、放課後等デイサービスの事業所で行う例もあるが、放課後等デイサービス以外の市内民間企業において職場体験を行う生徒もいる。

### ⑥ 障害のある生徒、不登校の生徒などが、小学生の段階から先の見通しをもてるように、多様な進路の情報提供や相談できる場をつくれぬか。【学校教育課】

【答弁】

学校においては、障害のある児童や不登校の児童などについては、小学校における個人

懇談会等の場で進路情報の提供や相談対応を行っている。

### (3) 2026年4月から日進高校に併設される不登校特例中高一貫校について

#### ① 本市の生徒の進学先として入学、転入をどう考えているか。【教育長】

【答弁】

2026年4月開校予定の中高一貫「学びの多様化学校」（以前は不登校特例校と呼称されていたが、現在は学びの多様化学校と呼称している。以下「学びの多様化学校」とする）は、県立日進高等学校が中高一貫校になるのではなく、現在ある県立日進高等学校は高等学校で残り、その敷地内に中高一貫「学びの多様化学校」が併設される学校なので、まず、その点については誤解がないようお伝えしたい。

当然ながら、愛知県立の学校であるため愛知県教育委員会、愛知県立日進高等学校が主体となって進める事業ではあるが、日進市内に設置される不登校生徒を対象とした愛知県初の中高一貫「学びの多様化学校」であることから、準備や計画の段階から日進市教育委員会としては積極的に関わってきた。

本市が今年度より押し進めている不登校対策事業である校内ハートフレンドを含めた支援体制づくりとともに、周辺地域の不登校対策事業全体と県教委・県立日進高等学校との事業が連携できるよう、本年5月より本市が中心となり、県教委・県立日進高等学校の担当者を交え、近隣6市町を含め積極的に意見の取りまとめを進めている。

県立日進高等学校併設、中高一貫「学びの多様化学校」は、本市の不登校児童生徒にとって多様な選択肢の一つと考えている。

## 2 地域学校協働活動と重層的支援体制整備事業の関係を確認する

### (1) 地域学校協働活動とは

#### ① 本市における今後の展開とめざす将来像はどのようなか。【教育長】

【答弁】

本市が目指す地域学校協働活動は、「地域活性化の核に『学校』がなり、学校の活性化の核に『地域』になる」ことと考えている。地域学校協働活動を通じ地域と学校が積極的に関わることで、少子高齢化の中で「衰退していくのではないか」と心配される地域の活性化を図り、一方では閉鎖的で「どんな教育が行われているのか分からない」と言われる学校の活性化を図っていきたいと考えている。

地域学校協働活動は、地域と学校との懸け橋となり、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていこうとするものであり、今年度より推進している「部活動の地域移行」も、地域と学校の「協働活動」の一つとなる。また今後「学校運営」を地域とともに連携・協働で進めるコミュニティ・スクールの導入にあたっては、「地域学校協働活動」が大きな枠組みの中で重要な役割を担ってくるものと考えている。

地域の抱える課題は多岐にわたる。今後も、「教育的な視点」から、「教育資源」を十分に活用し、子どもたちのため、市民のために「地域の中の学校」を目指していく。

#### ② 重層的支援体制整備事業とはどのように関係するか。【学び支援課】

【答弁】

学校を核とした地域づくりを行い、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域の教育力の向上を目指す地域学校協働活動と、重層的支援体制整備事業は、どちらも地域社会におけるつながりや支え合いの醸成を必要とするものとするものとする。そのため、必要に応じて連携した取り組みを実施することにより、それぞれの事業の推進が図られるものとする。

**③「推進員」の今後の展開をどのようにお考えか。【学び支援課】**

**【答弁】**

地域学校協働活動推進員については、現在、本市では、中学校区ごとに設置した地域学校協働本部にそれぞれ1名配置している。

推進員の活動内容は、まずは、小中学校からの要望を確認し、活動に必要な要件や内容、活動する人の募集方法について学校と調整することから始まる。その活動内容により、PTAなど保護者を含む地域住民や地域活動団体などに連絡、調整し、学校運営の支援をしている。

コミュニティ・スクールを導入していく流れの中で、地域全体で子どもの豊かな学びや成長を支えていくために、推進員の活動をより充実させていく必要があると考えている。

**④ 現在は、社会福祉協議会のボランティアセンターやにぎわい交流館を通じてボランティアの募集をしているが、各学校とその学区の住民との協働を生むためには、地域へ直接アプローチする必要がある。今後はどのように募集をしていくか。**

**【学び支援課】**

**【答弁】**

地域学校協働活動の参加者の募集については、今後も、幅広い世代の地域住民や家庭教育推進委員会など既存の地域活動団体を始め、様々な団体、機関等に活動を周知し、募っていく。

**⑤ 地域全体で子どもの豊かな学びや成長を支えていくための地域づくりに踏み込んでいくか。【学び支援課】**

**【答弁】**

地域学校協働活動については、コミュニティ・スクールと一体的に推進することにより、地域と学校が目標やビジョンを共有し、共に学校づくり・地域づくりを進めることを目指すとされている。今後、本市においてコミュニティ・スクールを導入していく流れの中で、学校を中心とした地域の人材や団体等の連携・協働によるネットワークづくり、「学校を核とした地域づくり」を進めていくこととなると考えている。

## 10 吉野ゆうと議員（個人質問）

### 1 子育て最先端都市・日進へ

#### (1) 不登校の児童生徒への登校支援に関して

##### ① 文部科学省への要望活動はどのようなだったか。【教育長】

###### 【答弁】

10月31日、市長、生涯学習部次長兼学習政策課長とともに、文部科学省へ要望を行った。要望は、財源確保が苦しくなる中、それでも「子どもたちのために」自治体が独自で負担している事業に対して補助金を含めた財政的支援の依頼を目的とした。

要望内容は次のとおり。

- ① 「校内ハートフレンド」などの不登校対策に幅広く活用できる補助金の創設
- ② 「教育支援体制（相談体制）整備事業補助金が、スタートアップで3年に限られるため、その事業を維持発展させるための補助制度の創設
- ③ 「部活動の地域移行」に伴う、人件費補助と人材確保への支援
- ④ 今後見込まれる「学校施設老朽化に伴う改修・改築」について、幅広く交付金の対象とし算定割合を引き上げること。そして、コンクリートの中性化が進んでいるため、長寿命化のみでなく、建替えを含めた財政支援を要望

特に、不登校対策については「校内ハートフレンド」のような学校内での居場所づくりに力を入れている愛知県内他自治体の教育長と共同して国への要望をすることになっている。あわせて、地元ゆかりの文部科学省副大臣にもご協力いただけるよう挨拶をしてきた。

部活動の地域移行の要望については、日頃より担当課長を中心にオンラインで文部科学省の担当者と連絡を取り丁寧な対応をしていただいている。そのお礼を文部科学省総合教育政策局長に伝えるとともに、今後とも変わらぬ日常的な支援をお願いした。

##### ② 6月定例会で質問をした要保護・準要保護世帯の児童生徒とフリースクールの取り組みはいかがか。【学校教育課】

###### 【答弁】

教育機会確保法第7条に基づく基本指針において、経済的支援の項目に「特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。

制度設計に向けた事前段階として、対象者の条件等につきまして顧問弁護士へ法律相談を行っている。

##### ③ 法律相談はどのような内容であったか。【学校教育課】

###### 【答弁】

文部科学省基本指針について、次のような条件整理をし、法律相談を行った。

まず特に経済的に困窮した家庭として、要保護準要保護世帯、民間の団体等学校以外の場で学習等を行うとして、対象児童生徒がフリースクール等の民間団体において、指導要録上出席扱いとなる教育が行われた場合のみを対象とした。

そして、不登校児童生徒として、文部科学省が示す欠席が年間 30 日程度の児童生徒とした。また、補助対象として、授業料該当部分のみ、支給先として、保護者とするのであれば、憲法 89 条と教育機会確保法等との整合性が取れていると考えることも一つの解釈論として成り立ち得る事を確認した。

今後、制度設計の際は、顧問弁護士相談をさらに行っていく必要がある。

**④ 不登校児童生徒へのオンラインでの授業中継に関して、市また教育委員会としてはどのような評価をし、今後の展開を考えているか。【学校教育課】**

**【答弁】**

校内ハートフレンドで希望する生徒に対して授業中継を実施していることは、大変効果的だと考えている。授業を単純にオンラインで流すだけでなく、教員免許を持つ職員が教室内にいる環境であるため、生徒に対し理解度や学習状況の確認が出来るとともに、次につながるフォローが可能となる。現時点での課題は、オンラインを実施するためのカメラ等環境設定が挙げられている。

出来るだけ簡単な設定で、自席から授業を受けているような感覚を体験できるようなカメラ導入など更なる改善に向け検討している。

**2 子育て最先端都市・日進へ**

**(1) 小学校の総合学習の時間に関して**

**① つくばスタイル科を例に、総合学習の推奨カリキュラム等の作成についてどうお考えか。【学校教育課】**

**【答弁】**

つくばスタイル科の取り組みにおいて、特に優れている点としては、基本カリキュラムやワークシートを作成し、市内教職員に共有することで、総合学習の指導書となる点だと考えている。これにより、地域の特性を活かした総合学習を一定レベルの質で担保できるだけでなく、教職員の負担軽減に繋げることができる。

**② カリキュラム化するための人材確保が必要であるかと推察する。こちらの人材の点に関しては、どのように考えるか。【学校教育課】**

**【答弁】**

これらの事業に取り組むための人材としては、指導主事が適任と思われる。現在、指導主事及び主任指導主事の 2 名体制だが、新たな教育課題への取り組みを行うためには、人員が不足している。

業務見直しと併せて増員についても検討していく。

## 1 1 田中とおる議員（個人質問）

### 1 子ども達の学びの場、小中学校における働き方改革について

#### (1) ひとりひとりの子どもに向き合える教育現場の実現のために問う

- ① 平成30年、日進市総合教育会議において本市における日進市教員の長時間労働解消プランが示され令和2年に取り組みと効果検証が示されたが、何が達成できて何が課題として残ったか。【学校教育課】

#### 【答弁】

本市では、平成30年度に策定した「日進市教員の長時間労働解消プラン」に基づき、教員の長時間労働の是正に取り組んでいる。

その取り組みの効果として、タイムカードによる在校時間管理を導入したことによる教員の時間外勤務の減少、部活動指導のあり方の見直しによる教員の負担軽減や電話音声案内の導入、定時退校日の設定等による業務改善が挙げられる。

そのほか、令和4年9月の学校保護者間連絡アプリ導入によりペーパーレス化が進み、保護者あて通知の印刷や配布にかかる時間が削減された。また、従来、電話等で受けていた保護者からの欠席連絡をシステムで受けることが可能となり、さらなる教員の負担軽減につながっている。

- ② 現在において、さらなる目標、課題はどのようなものとするか。【学校教育課】

#### 【答弁】

時間外勤務削減といった数値的な成果だけでなく、教員のモチベーションのアップや幸福度が上がるように「教員が本務に集中出来る環境づくりをいかに進めていくか」がさらなる目標であり、課題と考えている。

このため、本市の「チームとしての学校」づくりを推進している。スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーといった各分野の専門家、教職員以外でも行える業務にスクールサポートスタッフを配置するなど、教職員が子どもと向き合うための時間を確保するとともに、適切かつ充実した対応が出来るようにするための環境づくりを進めている。

また、クラスや児童生徒の様子について、学習用タブレットを用いて集計分析し、学級力を高める取り組みを実施するなど、従来の教職員の勘と経験だけでなく、ICTを用いた「見える化」により学級経営もサポートしている。

今後も、質の面においても教員が本務に集中出来る環境をつくり、適切に業務を遂行できるように支援していきたいと考えている。

#### (2) 部活動の地域移行について

- ① 本年9月より、2回にわたり日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会が開催されているが、どのような議論がされているか。【学習政策課】

#### 【答弁】

第1回検討委員会では、教職員の負担軽減の観点から、まず学習指導要領に記載がない小学校部活動の在り方について整理が必要とのご指摘をいただいた。

この指摘を踏まえ、第2回検討委員会では、全国や愛知県での小学校部活動の実施状況

や教職員アンケート結果、子どもたちの体験機会の確保などについて報告した。その上で、小学校部活動の存廃について議論した。

**② 小学校の部活動の在り方について、今後の方針を問う。【学習政策課】**

**【答弁】**

小学校部活動の在り方については、全国的にも実施している自治体は少なく、本市が行った教職員アンケートにおいても、多くの教職員が負担に感じているとの結果が出ているところであり、検討委員会においても、教職員の負担軽減については、本市が目指す姿の一つとして取り上げている。

検討委員会での議論については、最終的に、現在の部活動の状況や学校現場の実状を鑑み、児童の体験活動の機会や居場所を確保することを条件として、小学校部活動については廃止するとの方向性が示されている。

**③ 2回目の日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会において、地域からの協力の手ごたえ、ご提案などはあったか。【学習政策課】**

**【答弁】**

第2回検討委員会においては、児童の体験活動の機会を確保するという観点からも多くの意見を受けており、地域の各団体からは、それぞれ実施している講座や事業の紹介、今後推進していく体験活動の提案などを受けた。

また、部活動の地域移行をきっかけとして多くの子どもたちに地域の活動を知ってもらい、参加する機会が増えていくことで、各団体の活性化にもつながることから、積極的に協力をいただけるものと考えている。

**④ 中学校の部活動の在り方について、今後の方針について問う。【学習政策課】**

**【答弁】**

中学校部活動については、第1回検討委員会において、教職員向けのアンケートで、部活動指導に何らかの負担を感じているとの結果が示されている。

第2回検討委員会では、小学校部活動についての議論が中心となったが、中学校においても教職員の負担軽減は大きなテーマであるため、今後の検討委員会において、持続可能な地域連携・地域移行の方向性について検討を進めていく。

**⑤ 吹奏楽について実証実験が始まっているが、どのような内容で行われており、その実験の結果はその他の部活動に生かせるか。【学び支援課】**

**【答弁】**

今年度の部活動地域移行の実証事業につきましては、中学校の吹奏楽部の部員を対象に、土日に中学校以外の施設で個人練習やアンサンブル練習を行うものとして、希望者が各自申し込み参加するという形式で、10月から13回の活動日を設定して実施している。各活動日には、申込者が楽器と楽譜を持って会場に集まり、それぞれが練習を行っている中を指導者が巡回指導している。

今回の実証事業で得られた課題を整理して小中学校部活動地域移行検討委員会において報告し、他の部活動の検討に活かせるものとする。

## 2 アニメーション制作体験施設について。本市に合った未来像を

(1) 「子ども達へのキャリア教育の推進」において本質的な活用を求める。

① 本市におけるキャリア教育の中でどのような位置づけとするか。【学び支援課】

【答弁】

本市では、大学、企業等の協力により、子ども大学、音楽 de ハローワーク、しえんコンサートなど、子ども達のキャリア教育につながる取り組みを行っている。

こうした取り組みは、様々な体験を通じ、子ども自身が学びへの気づきや、働くということを考えるきっかけとなる場づくりとして行っている。アニメーションについても、これまで行ってきた様々な取り組みと同様に子どもたちの豊かな学びにつながる体験の一つとして位置付けている。

② アニメーション制作体験をキャリア教育として生かすために、どの様に進めていくか。【学び支援課】

【答弁】

アニメーション制作体験としては、今年度、子ども大学において、椋山女学園大学でストップモーションを使用したアニメーションの制作、愛知淑徳大学では3DCGアニメーション映像の作成を行っている。引き続き、日進の子どもたちのキャリア教育につながるよう、庁内関係部署とも連携協力し、取り組みを進めていきたいと考えている。

③ 今年度行われた2つの子ども大学の企画は、施政方針を受けて企画したのか。

【学び支援課】

【答弁】

子ども大学については、参加児童へのアンケート調査で、学校や家庭ではできないような実験、工作・ものづくり、料理などへ高い興味が示されており、中には3Dプリンタ、映像、プログラミングといったデジタル技術への関心も増えてきている。このような傾向も踏まえ、各大学と調整し、毎回、講義内容を決めており、今年度の2大学についても、他の大学も含めて調整し企画したものである。

④ アニメーション制作体験をキャリア教育に結び付けるという考え方は、始まったばかりであり、これからの取り組みの一部として考えているか。【学び支援課】

【答弁】

教育委員会としては、アニメーションについても、これまで行ってきた様々な取り組みと同様に子どもたちの豊かな学びにつながる体験の一つとして、庁内関係部署とも連携協力し、取組を進めていきたいと考えている。

後援等名義使用許可一覧

審査会にて審査した結果、以下のとおり教育委員会の後援名義の使用を許可しましたので報告します。

審査会開催日 ・令和5年12月 4日（月）～ 8日（金）【電子会議】

審査会開催日 ・令和5年12月20日（水）～ 25日（月）【電子会議】

No	許可 決定日	事業名	申請者	実施日	参加費	目的	新規 申請
1	2023/12/13	Nisshin Wind Orchestra Winter Concert 2024	Nisshin Wind Orchestra 団長 菊田 隆太郎	2024/2/4	有料	吹奏楽のコンサートを行うことにより、団員相互の親睦を深め、演奏技術の向上及び地域の芸術文化の発展に寄与することを目的とするもの。	
2	2023/12/13	食育イベント「おそとの てづくりマーケット by こだわりん」及び食育イ ベント「おそとのフード マーケット by こだわり ん」	こだわりん・おそとの食 育イベント実行委員会 代表 柘植 千佳	2024/1/14、 2024/3/17	無料	親子で楽しく、食に対するの 学びを深め、手づくりによる 5感の発育を促すための食育 イベントを実施し、子どもた ちの創造性を育むもの。	
3	2023/12/13	令和5年度書き初め・児 童画展	日進市文化協会 会長 富澤 尚美	2024/1/13、 1/14	無料	日進市の文化振興と児童健全 育成に資するため、学生書き 初め児童画展を開催するも の。	
4	2023/12/13	朝日新聞「親子で作文・ スクラップ教室」	株式会社 朝日新聞社名 古屋本社 販売部長 真戸原 隆 一	2024/3/10	無料	保護者ととともに、家庭内で実 施できる主体的・対話的な学 びを提案するもの。	
5		モラロジー生涯学習セミ ナー	愛知日進モラロジー事務 所 代表世話人 栗山 眞 智子	2024/3/17	有料	生涯学習の観点から、道徳に 基づく人間形成と健全で民主 的な社会づくりに参画するた めの教養を高めることを目的 とするもの。	
6		子ども個性分析×子育て マネープラン術	Bright Kids 代表 安江 祐斗	2024/3/21	無料	社会貢献事業の一環として、 子どもたち一人ひとりが個性 や才能を発揮し、安心して暮 らせる未来を実現するため、 一人でも多くの子育て中の保 護者に子育て講座や子育てに 関するお金の勉強・情報を提 供するもの。	○





1月定例会教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学校教育課

1月8日(月) 市内小中学校電子図書館用の英語書籍購入費用クラウドファンディングの終了
<p>昨年10月30日から本年1月8日に実施しました、学校電子図書館用英語書籍の購入を目指したクラウドファンディングについて、62人の方から576万2千円のご寄附をいただき、目標金額の158.2%を達成しました。</p> <p>今後、購入手続きを進め、学校用タブレットで活用できるよう準備していきます。</p>
月 日 ( )
月 日 ( )
月 日 ( )
月 日 ( )

# 教育委員会行事予定表

令和6年1月11日(木)から令和6年2月14日(水)まで

日程		行事内容	所管課
1月11日	木	愛日地方教育事務協議会 14:00～ 尾張旭市	学習政策課
1月12日	金		
1月13日	土	古民家で季節を感じてみませんか「暖房」(～1/28) 旧市川家住宅 学生書き初め展・児童画展 10:00～17:00 市民会館 (1/14 16:00まで)	(学び支援課) (学び支援課)
1月14日	日	キャリア教育講座「紙コップでまちづくり～建築士の仕事を知ろう!～」13:00～ 市民会館 親子ふれあい講座「紙コップで建物やまちをつくろう!」10:00～ 市民会館 第3期にしん管打楽器ジュニアバンドアカデミー 13:10～ 市民会館 人形劇がやってくる! 図書館視聴覚ホール 14:00～15:00 昔の暮らし体験「おひまち」 10:00～12:00 旧市川家住宅 NTN日進バドミントン大会 9:00～17:00 スポーツセンター 冬季シングルステニス大会 9:00～17:00 総合運動公園	学び支援課 学び支援課 学び支援課 図書館 (学び支援課) (学び支援課) (学び支援課)
1月15日	月		
1月16日	火		
1月17日	水		
1月18日	木		
1月19日	金	愛知学院大学連携講座 芸術から読み解く日本文化(全2回の1回目) 13:30～15:00 市民会館	学び支援課
1月20日	土	名古屋外国語大学連携講座 はじめての宗教学(全5回の1回目) 13:00～14:30 名古屋外国語大学 キャンプ場周辺の遊歩道を整備しよう 10:00～12:00 総合運動公園(全4回の1回目)	学び支援課 (学び支援課)
1月21日	日	親子で楽しむ0歳からのミュージカル 11:00～ 市民会館	(学び支援課)
1月22日	月		
1月23日	火	名古屋学芸大学連携講座 食の安全・安心を考えましょう ～食品添加物と健康食品について～ 10:00～11:30 市民会館	学び支援課

# 教育委員会行事予定表

令和6年1月11日(木)から令和6年2月14日(水)まで

日程		行事内容	所管課
1月24日	水	中部大学連携講座 グローバル化する日本の食文化（全3回の1回目） 世界をまたにかける「すし」の凄さとは何か？ 14:00～15:30 市民会館	学び支援課
1月25日	木	伸びゆく子教育作品展 市民会館ライトコート ～2月1日（木）	学校教育課
1月26日	金		
1月27日	土	第2回岩崎城空堀清掃 13:00～16:00 岩崎城址公園 【レク協】健康ポイントラリー・レクリエーション講座 ペタンク 13:00～15:00 スポーツセンター 特別展「にっしんのおひなさま」（～3/17） 岩崎城歴史記念館	(学び支援課) (学び支援課) (学び支援課)
1月28日	日		
1月29日	月		
1月30日	火	名古屋学芸大学連携講座 誰かと話したくなるファッションの歴史 10:30～12:00 市民会館 給食センター施設見学（一般） 10:30～	学び支援課 学校給食課
1月31日	水		
2月1日	木	第4回尾張部都市教育長会議 14:00～ 一宮市	学習政策課
2月2日	金		
2月3日	土	特別展「にっしんのおひなさま」（～3/10） 旧市川家住宅 ひなまつりスタンプラリー（～3/10） 旧市川家住宅ほか 卒団記念野球大会 9:00～17:00 総合運動公園	(学び支援課) (学び支援課) (学び支援課)
2月4日	日	日進市民・クラブ卓球交流大会 9:00～17:00 スポーツセンター 第28回古田杯男女混合レクリエーションバレーボール大会 9:00～ スポーツセンター 初打ちソフトテニス大会 9:00～ 総合運動公園	(学び支援課) (学び支援課) (学び支援課)
2月5日	月		
2月6日	火		

# 教育委員会行事予定表

令和6年1月11日(木)から令和6年2月14日(水)まで

日程		行事内容	所管課
2月7日	水	文化協会協力講座 押し花アート (全4回の1回目) 10:00~12:00 市民会館	学び支援課
2月8日	木		
2月9日	金		
2月10日	土		
2月11日	日	スポ協まつりインドアすぼ一つ体験会 スポーツセンター 桂文珍・桂宮治 東西落語会 14:00~ 市民会館	(学び支援課) 学び支援課
2月12日	月		
2月13日	火		
2月14日	水	2月定例教育委員会 14:00~ 第1会議室	学習政策課